

仙台市路線バス運行継続奨励金交付要綱

(令和2年9月8日 交通政策担当局長決裁)

(趣旨)

第1条 この要綱は、新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止による外出自粛の影響を受けたバス事業者に対し、市民の重要な移動手段である路線バスの運行継続を支援し、市民生活の安定を図るため、予算の範囲内において、仙台市路線バス運行継続奨励金（以下「奨励金」という。）を交付することについて、仙台市補助金等交付規則（昭和55年仙台市規則第30号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところによる。

- 一 乗合バス事業者 道路運送法（昭和26年法律第183号）第3条第1号イに規定する一般乗合旅客自動車運送事業を営業者をいう。
- 二 乗合バス車両 前号に規定する者が保有する車両（リース車両を含む。）をいう。

(奨励金の交付対象者)

第3条 この奨励金の交付を受けることができる者（以下「交付対象者」という。）は、暴力団等との関係を有していない乗合バス事業者とする。

(交付対象車両)

第4条 この奨励金の交付対象となる車両は、令和2年6月1日から令和3年3月31日までの間で、継続して国土交通省東北運輸局に登録している乗合バス車両（予備車両を含む。）であって、次に掲げる要件に該当するものとする。

- 一 交付対象者が保有する市内の路線定期運行に使用した乗合バス車両（高速バス及び定期観光バスの車両並びに仙台市地域交通支援事業費補助金（平成30年4月13日都市整備局長決裁）の交付対象事業の運行の用に限り使用する車両を除く。）であること。
- 二 前号の乗合バス車両が行政界を越えて市域外も運行した場合、営業キロ全体に占める市域内の割合が2分の1以上で、かつ、乗降可能な停留所を市域内に複数持つ路線の運行に使用した乗合バス車両であること。この場合において、前段に規定する要件に該当しない路線を運行した車両がある場合は、営業所が保有している任意の一日の全車両の乗務報告書等において、当該要件に該当する路線を運行したことを確認できる車両であること。
- 三 前二号に規定する乗合バス車両については、上記の期間内に登録変更が生じた次の車両も対象とする。
 - ア 減便等に伴い一時抹消登録をした車両。
 - イ 老朽化等を理由として廃車し、その代替車両がある場合は新旧の車両を合わせて1台とみなす。
- 四 第二号において、市域内の割合が2分の1未満の路線を運行した車両がある場合、交付対象として認められる予備車両数は常用登録されている車両のうち、交付対象車両の割合を予備登録さ

れている車両に乗じた値とし、算出した値の小数第1位を四捨五入して整数位止めとする。

(奨励金の額)

第5条 奨励金の額は、乗合バス車両1台あたり50万円とする。

(交付の申請)

第6条 交付対象者は、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める書類を令和3年4月30日までに市長に提出するものとする。

一 令和3年3月31日までに交付申請する場合

ア 仙台市路線バス運行継続奨励金交付申請書(様式第1-1号)

イ 令和2年6月1日が期間に含まれる一般乗合旅客事業運送事業の事業計画(事業用自動車の数)の写し。

ウ 上記に対する、登録番号を記した車両一覧表。様式は任意とし、営業所名称・自動車登録番号または車両番号・有効期間の満了する日・車台番号・型式を記載すること。

二 令和3年4月1日から同年4月30日までに交付申請する場合

ア 仙台市路線バス運行継続奨励金交付申請兼実績報告書(様式第1-2号)

イ 令和2年6月1日が期間に含まれる一般乗合旅客事業運送事業の事業計画(事業用自動車の数)の写し。

ウ 上記に対する、登録番号を記した車両一覧表。様式は任意とし、営業所名称・自動車登録番号または車両番号・有効期間の満了する日・車台番号・型式を記載すること。また、令和2年6月1日から令和3年3月31日までの間に、一時抹消登録、再登録、異動、廃車及び廃車代替購入があった場合には、その旨を備考欄に付記すること。

エ 対象車両の自動車検査証の写し。

オ 一時抹消登録をした場合は、登録識別情報等通知書の写し。

カ 運行範囲を示す路線図。

キ ウの書類に記載した車両の乗務報告書等の写し(運行日時・所属営業所・自動車登録番号または車両番号・発着地が確認できるもの。)提出する乗務報告書等は、令和2年6月1日から令和3年3月31日までの期間の任意の一日の全車両とし、提出する日付の資料で運行が確認できない車両がある場合については、運行が確認できる日付の資料を提出すること。

ク 乗合バス車両が行政界を越えて市域外も運行した場合、営業キロ全体に占める市域内の割合が2分の1以上で、乗降可能な停留所を複数持つ路線を運行したことが証明できる下記の書類等を提出すること。

(ア) 行政界を越えて運行した系統の営業キロ数一覧表(市内・市域外別。)

(イ) 停留所の名称及び位置並びに停留所間のキロ程の写し、または普通旅客運賃表の写し。

ケ 前号において、規定する要件に該当しない路線を有している場合は、営業所が保有する全車両の稼働が確認できる任意の一日の乗務報告書等の写しを提出すること。

コ その他市長が必要と認める書類。

(交付の決定及び額の確定等)

第7条 市長は、前条第1号の規定による申請があった場合は、当該申請に係る書類等の審査及び必要に応じて現地調査等を行った上で、奨励金の交付の可否及び奨励金の額を決定するものとし、仙

台市路線バス運行継続奨励金交付決定書（様式第2号）により奨励金を交付すると決定した者に対し通知する。

- 2 市長は、前条第2号の規定による申請があった場合は、当該申請に係る書類等の審査及び必要に応じて現地調査等を行った上で、奨励金の交付の可否並びに奨励金の額の決定及び確定をするものとし、仙台市路線バス運行継続奨励金交付決定兼額の確定通知書（様式第3号）により奨励金を交付すると決定した者に対し通知する。
- 3 市長は、前2項の規定により奨励金の交付を決定した者（以下「交付決定者」という。）に対する同項の規定による通知に際して、必要な条件を付すことができる。
- 4 市長は、第1項又は第2項の規定による審査及び調査の結果、奨励金を交付することが適当でないとき、仙台市路線バス運行継続奨励金不交付決定通知書（様式第4号）により、その旨を申請者に通知するものとする。

（奨励金の交付）

- 第8条 市長は、前条第2項の規定による奨励金の額の確定を行った後に奨励金を交付決定者に交付するものとする。ただし、前条第1項の規定による交付決定者から請求があった場合は、奨励金を規則第15条ただし書の規定による概算払により交付することができる。
- 2 交付決定者は、前条第1項に規定する奨励金の交付決定通知又は同条第2項に規定する奨励金の額の確定の通知を受けた場合、奨励金の支払を請求することができる。

（実績報告）

第9条 第7条第1項の規定による通知を受けた交付決定者は、仙台市路線バス運行継続奨励金実績報告書（様式第5号）に次の書類を添えて、市長に提出するものとする。

- ア 令和2年6月1日から令和3年3月31日までの間に、一時抹消登録、再登録、異動、廃車及び廃車代替購入があった場合には、その内容を記した車両一覧表。
- イ 対象車両の自動車検査証の写し。
- ウ 一時抹消登録をした場合は、登録識別情報等通知書の写し。
- エ 運行範囲を示す路線図。
- オ アの書類に記載した車両の乗務報告書等の写し（運行日時・所属営業所・自動車登録番号または車両番号・発着地が確認できるもの。）提出する乗務報告書等は、令和2年6月1日から令和3年3月31日までの期間の任意の一日の全車両とし、提出する日付の資料で運行が確認できない車両がある場合については、運行が確認できる日付の資料を提出すること。
- カ 乗合バス車両が行政界を越えて市域外も運行した場合、営業キロ全体に占める市域内の割合が2分の1以上で、乗降可能な停留所を複数持つ路線を運行したことが証明できる下記の書類等を提出すること。
 - （ア） 行政界を越えて運行した系統の営業キロ数一覧表（市内・市域外別。）
 - （イ） 停留所の名称及び位置並びに停留所間のキロ程の写し、または普通旅客運賃表の写し。
- キ 前号において、規定する要件に該当しない路線を有している場合は、営業所が保有する全車両の稼働が確認できる任意の一日の乗務報告書等の写しを提出すること。
- ク その他市長が必要と認める書類。

(奨励金の精算)

第10条 市長は、前条の規定による実績報告を受けた場合において、当該報告に係る書類の審査及び必要に応じて現地調査等を行った上で、奨励金の額を確定するものとし、その額を仙台市路線バス運行継続奨励金確定通知書(様式第6号)により交付決定者に通知するものとする。この場合において、既に交付した奨励金の額が確定額を超えるときは、期限を定めてその差額を返還させるものとする。

(決定の取消し)

第11条 市長は、交付決定者が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、奨励金の交付の決定の全部又は一部を取り消すものとする。

- 一 虚偽その他不正の手段により奨励金の交付の決定又は交付を受けたとき。
- 二 奨励金の交付の決定の内容又はこれに付した条件その他規則又はこの要綱に基づき市長が行った処分に違反したとき。

2 前項の取消しを行ったときは、理由を付して書面により通知するものとする。

(奨励金の返還)

第12条 市長は、奨励金の交付の決定を取り消した場合において、当該取消しに係る部分に関し既に奨励金が交付されているときは、期限を定めて、その全部又は一部の返還を命ずるものとする。

(立入検査等)

第13条 市長は、必要があると認めるときは、交付決定者から報告若しくは資料の提出を求め、又は本市職員にその事務所、事業所等に立ち入らせ、書類その他の物件を検査させ、若しくは関係者に質問させるものとする。

2 市長は、前項の結果、必要があると認めるときは、交付決定者に対し改善その他必要な措置を講ずるよう指導することができる。

(書類の整備等)

第14条 交付決定者は、奨励金に係る収入及び支出を明らかにした帳簿等の証拠書類を整備し、かつ、奨励金の交付を受けた年度の翌年度から5年間保存しておかななければならない。

(委任)

第15条 この要綱の施行に関し必要な事項は、交通政策担当局長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和2年10月2日から実施し、令和2年度予算に係る奨励金に適用する。

附 則 (令和3年3月23日改正)

この要綱は、令和3年3月23日から実施し、令和2年度予算及び令和2年度から令和3年度への繰越明許費に係る奨励金に適用する。